

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示 ○ 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示 …… 教 育 財 務 課 1頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第16号

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年6月17日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年三重県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第6条（略） 2 授業料の減免または徴収猶予の期間の延長を受けようとする者は、前項に定める申請書に同項第1号及び第2号に定める書類を添え、校長に提出しなければならない。 3 校長は、前2項による申請書等を受理したときは、次の各号に該当する者について三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程に基づき校長が授業料の減免または徴収猶予をする。 (1) 免除 ①（略） ② 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者である生徒  ③～⑥（略） (2) 減額 ① 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、 <u>85,500円未満</u> となる生徒。ただし、このうち定時制の生徒については免除とする。 ②（略） 4～6（略）	第6条（略） 2 授業料の減免または徴収猶予の期間の延長を受けようとする者は、前項に定める申請書及び同項第1号から第5号までに定める書類を、校長に提出しなければならない。 3 校長は、前2項による申請書等を受理したときは、次の各号に該当する者について三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程に基づき校長が授業料の減免または徴収猶予をする。 (1) 免除 ①（略） ② <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第4条第2項第3号に定める保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者である生徒</u> ③～⑥（略） (2) 減額 ① 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、 <u>施行令第4条第2項第2号に定める額未満</u> となる生徒。ただし、このうち定時制の生徒については免除とする。 ②（略） 4～6（略）

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

発行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会